

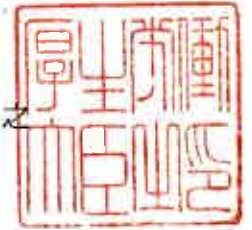
厚生労働省発基安1213第1号

令和3年12月13日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之



別紙「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

石綿障害予防規則等の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令案要綱

第一 石綿障害予防規則等の一部を改正する省令の一部改正

一 船舶に関する事前調査に係る措置

1 事業者は、総トン数二十トン以上の船舶（鋼製の船舶に限る。以下同じ。）の解体工事又は改修工事を行おうとするときは、あらかじめ、電子情報処理組織を使用して、事前調査（建築物、工作物又は船舶の解体又は改修の作業を行うときに、あらかじめ、石綿等の使用の有無を調査することをいう。以下同じ。）の結果等を所轄労働基準監督署長に報告しなければならないものとする。

2 事業者は、船舶に係る事前調査について、石綿障害予防規則第三条第三項各号に規定する場合を除き、これを適切に実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならないものとする。

3 事業者は、船舶に係る事前調査等（事前調査又は分析調査（事前調査を行ったにもかかわらず、石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときに、石綿等の使用の有無について、分析による調査を

行うことをいう。）をいう。以下同じ。）を行ったときは、事前調査等を行った者の氏名及び2の厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類等の写しの記録を作成し、三年間保存するものとするとともに、当該船舶に石綿等が使用されている場合（石綿等が使用されているものとみなす場合を含む。）には、当該船舶の解体等の作業を行う作業場に、当該記録の写しを備え付けなければならないものとする。

二 建築物、工作物又は船舶の事前調査結果等の報告様式の改正

事前調査の結果等を所轄労働基準監督署に報告する様式について、一の改正を反映する改正及び電子情報処理組織を使用して報告するための改正その他所要の改正を行うものとする。

第二 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正

第一の一の3の記録の写し等の備付けを、電磁的記録により行うことができるものとする。

第三 施行期日

この省令は、公布の日から施行すること。ただし、第二の一部にあっては令和五年十月一日から施行す

